

## 平成30年度鹿児島県中小企業等外国出願支援事業 2次募集要項

公益財団法人かごしま産業支援センター(以下「センター」という。)では、県内中小企業等における特許等の外国出願を促進するため、海外展開に向けた知的財産活動支援の一環として、特許等を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲のある中小企業等を募集します。

### 1 助成対象企業等

以下の条件に全て適合する企業が対象になります。

- (1) 鹿児島県内に主たる事業所を有すること。
- (2) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)であること。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。

※上記の中小企業の場合であっても、次に該当する「みなし大企業」については、助成の対象外となります。

- ①大企業(※)が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。
  - ②大企業(※)が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
  - ③役員総数の2分の1以上を大企業(※)の役員または職員が兼務している中小企業者。
- (※)大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。
- (3) 外国を含め特許等を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
  - (4) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
    - (ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
    - (イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等
  - (5) 本助成事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者等であること。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同法第2条第6号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。

### 2 出願支援対象

同一企業による複数出願案件を対象として申請できます。

ただし、特許、実用新案、意匠、商標はそれぞれ1出願(当該出願を複数国へ出願することは可)とし、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が否

定されないと判断される出願であって、下記のいずれかに該当する出願とします。

(1) 特許

- ・申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ・日本国特許庁に基礎出願はないが、申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件（いわゆるダイレクトPCT国際出願）
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(2) 実用新案

- ・申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している案件で、採択後補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
- ・申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ・申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(3) 意匠

- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う案件
- ・申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ・申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ・申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、補助年度内に優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する案件

(4) 商標（冒認対策商標含む）

- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題が無い場合は、出願にあたって優先権主張の有無は問いません）
- ・申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、補助年度内にマドプロ出願を行う案件
- ・マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件

3 助成の内容

特許等の外国出願に係る以下の費用を助成します。

### 【助成対象経費】

- (1) 外国特許庁への出願手数料
  - (2) 現地代理人に係る費用
  - (3) 国内代理人に係る費用（外国出願に係る費用に限る。ただし、日本国特許庁に対する手数料印紙代は助成対象外。）
  - (4) 翻訳に係る費用
  - (5) その他、通信費、振込手数料など外国出願に必要と認められる費用
- (注) ・交付決定日以前に要（発生）した経費は助成対象となりません。  
・PCT国際出願に要する費用のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料や予備審査手数料）、日本国特許庁への国内移行手数料、それらに関する弁理士費用等は対象となりません。  
・ハーグ協定に基づく意匠の国際出願のうち、日本国特許庁を經由して間接出願を行う場合の送付手数料、日本を指定締約国とするために支払う個別指定手数料は対象となりません。

### 【助成率】

助成対象経費の2分の1以内とします。共同出願の場合は、出願に関する中小企業の持分比率に応じた経費のみが助成対象となります。ただし、負担割合と持分割合のうち、いずれか低い方の割合に応じた助成となります。

### 【助成限度額】

外国特許庁への出願に要する助成金額は次に掲げる金額になります。

- ① 1企業に対する1事業年度内の助成金の総額 300万円以内
  - ② 1出願に対する助成金の総額
    - ア 特許出願 150万円以内
    - イ 実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く） 60万円以内
    - ウ 冒認対策商標 30万円以内
- ※ 国内消費税分は除く。

### 【助成要件】

外国特許庁への出願について、審査委員会による選考・決定以後に、平成30年2月末日までに各国への出願を完了するとともに、助成対象となるその経費の内訳について、実績報告が完了する予定の出願案件が対象となります。

- 4 支援対象出願  
特許、商標、実用新案、意匠、冒認対策商標出願

- 5 募集期間  
平成30年8月6日（月）から平成30年8月31日（金）午後5時まで  
（書類必着）

## 6 申込方法

別添様式の「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)間接補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、センターへ持参又は郵送によりお申し込みください。

(1) 交付申請書(様式第1-1又は様式第1-2)及び別紙記載の添付書類並びに次の書類を添付して提出してください。

- ・製品概要、出願技術等の内容がわかるような資料、写真、パンフレット等
- ・県税の納税証明書(県税の未納がないことの証明)  
(県の地域振興局・支庁で手続きしてください。)

(2) 交付申請書等の様式は、当センターのホームページからダウンロードしてください。形式は、「Word」形式となっておりますので、様式に必要事項を入力のうえ、提出してください。

※ 申請書等の記入例は下記のジェトロホームページの「申請方法」欄を参照。  
[ジェトロホームページ]

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)

「外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)」でも可

(3) 特許出願等にかかる事業計画書で使用されている専門用語のうち、特に必要と思われるものについては、簡単な解説一覧や写真等による説明資料等を添えてください。

(4) その他、不明な点につきましては、当センターまでお問い合わせください。

## 7 支援対象企業の採択

当センターに設置する審査委員会において、審査の上決定します。必要に応じ追加資料の提出や審査委員会における申請者によるプレゼンテーションの実施を求める場合があります。

なお、審査の経過や内容等については一切お答え出来ませんのでご了承ください。

## 8 採択後のスケジュール

助成金は、原則精算払いとなります。助成事業の完了後、経費支出の証拠書類等を添付した**実績報告書等を2月末日(厳守)までに提出**していただき、確認させていただいたうえで、助成金を交付いたします。

## 9 助成の取消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- (1) 助成事業者が、法令、国の交付要綱若しくは要領に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する

必要がなくなった場合

- (5) 助成事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 センターは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命じます。
- 3 センターは、前項の返還を命じる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとします。

## 10 助成事業者の義務

### (1) 計画変更の承認

助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければなりません。

① 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

② 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

### (2) 助成事業の遂行

助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければなりません。

### (3) 事故の届け出

助成事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに報告書等を提出し、その指示を受けなければなりません。

### (4) 状況報告

必要に応じ状況報告書により、助成事業者に対し助成事業の遂行の状況について報告を求めることがあります。

### (5) 実績報告

助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は事業終了日を経過したときは、その日から30日以内又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に係る書類を添えて、提出しなければなりません。

助成事業の実施及び実績報告については、次の事項の注意点に御留意のうえ、事業を実施してください。

① 助成対象経費の算定については、交付決定日以降に発生する経費の支払い（領収日）分が助成対象の算定になりますので、注意してください。

② 事業の終了に併せて、事業成果等のわかる資料等を添付していただく必要がありますので、注意してください。

③ 書類審査等において外国特許庁への出願（PCT出願の指定国への国内移行、国際商標登録出願等を含む。）の完了が確認できない場合は、当該

国への出願経費について助成対象外とします。

(6) 立入検査等

助成事業の適正を期するため、必要があるときは、助成事業者に対し報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります。

(7) 成果状況報告等

助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年度間は、当該年度の事業評価及び実施成果の状況について、「状況報告書」を翌年度の4月30日までに提出しなければなりません。

(8) 査定結果報告等

外国特許庁への出願が完了した案件について、外国特許庁から査定結果等がでた時は、「査定結果報告書」を提出していただきます。

(9) 証拠書類の保管

助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

### 1.3 その他

(1) 応募された書類等の返却は致しませんので、予めご了承ください。

(2) 応募内容については、秘密は厳守しますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許申請等にかかる技術等の保護を行って処置してください。

(3) 採択された事業内容については、企業名、所在地、出願権利種別、交付決定額、出願内容など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。

(4) センターは、本事業による支援を受けた企業の了解を得たうえで、出願した特許出願等で支援効果が確認できた案件について、他の中小企業者等に情報提供することがあります。

また、助成事業者は、センター及び国の求めに応じて、成果の普及に関連した調査及び情報提供等に努める等の協力を行うものとします。

### 1.4 問い合わせ先（2次応募受付及び詳しい事業案内等）

公益財団法人かごしま産業支援センター 産業振興課

担当 山本、田中

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館2F

TEL 099-219-1272 FAX 099-219-1279

E-mail: ikusei@kric.or.jp URL: <http://www.kric.or.jp>